

IUCNからの勧告等への対応方針について（素案）

資料 2

点的に行っていくべき事項を整理した。
 ※短期＝推薦まで、中期＝1～2年、長期＝3年～10年を想定して記載。
 ※主担当については、役割分担の重みに関係なく、全項目にお

勧告	評価書の関連する記載	地域	対応事項（案）	短・中・長期別	主担当
2a	推薦資産の構成について、 ク ライテリア(x)により焦点を当てることを検討	4 地域	科学委員会において該当するクライテリアについて再度検討を行い、その結果を踏まえ、推薦書を修正する。	短期	環境省
2a	構成要素の選定や接続性、種の長期的保護の可能性等について再検討（ 推薦区域の修正 ）	4 地域	下記の作業を進め、その結果を踏まえ、推薦書を修正する。 ①行政及び科学委員会等において推薦地と緩衝地帯の境界について再度精査（精査のポイントについては、以下4地域毎の記載のとおり）。 ②国立公園等の保護地域、推薦地と緩衝地帯の適用関係について再検討。 ③地域関係者との調整 ④境界の修正。	短期	環境省 林野庁
		奄美大島	特に200ha以下の7区域（周辺の緩衝地帯）について、連続性の確保の可能性を精査。	短期	環境省
			大きな推薦区域を2つを分断しているR58、役勝川及びその周辺の普通地域の推薦区域への追加の可能性を検討。	短期	環境省
		徳之島	市民・道路管理者・関係機関による、南北に分断された推薦区域の間における動物の移動状況等に関する継続的なモニタリング体制の構築、及び南北の接続性に関する将来構想（必要性なども含む）の検討。	中長期	環境省 鹿児島県 徳之島町 天城町
		沖縄島北部	辺戸岳、ネクマチヂ岳周辺の飛び地の取扱について検討。	短期	環境省
		西表島	浦内川、仲良川、その他北部の小河川の下流域の推薦区域への追加の可能性を検討。	短期	環境省 林野庁 沖縄県
2b	沖縄島のNTA返還地を推薦地に統合	沖縄島北部	7月までに北部訓練場の返還地をやんばる国立公園に編入を行うことから、推薦区域の境界を修正する。	短期	環境省

勧告	評価書の関連する記載	地域	対応事項（案）	短・中・長期 別	主担当
2b	NTAの残りの地域 を推薦資産の全体的計画や管理に統合するために 必要な調整メカニズムをさらに発展	沖縄島北部	米国側に情報共有しつつ、外来種対策への協力等日米間の意見交換を継続。	中長期	環境省
2c	土地所有者や利用者による 推薦資産の戦略的及び日常的な 管理への参画 を確保	4 地域	遺産価値や管理に関する関係団体・住民との連携を強化。（外来種対策、希少種対策等の個別課題について、関係団体等と連携した普及啓発や活動支援などの取組・体制を推進）	短期	環境省 林野庁 県 市町村
			観光客への利用ルールの周知・遵守徹底、協力金・寄付金等の呼びかけ。	中長期	環境省 林野庁 県 市町村
			観光客による協力金や企業による資金提供が保全の取組に充当されるような体制や運営等の検討。 （具体的な例） ・入域料の導入 ・パートナー企業制度の検討 ・協力した企業・団体の承認・ブランド化の検討	中長期	環境省 林野庁 県 市町村
			普及啓発戦略を策定し、対象毎に効果的かつ戦略的な普及啓発を実施するとともに、各主体に対して、遺産価値の保全のための理解の促進、行動をとることを促すこと。 （具体的な例） ・集落毎の説明会、夏休み子ども向けイベント、地域住民を対象としたフォーラム、観光・商工業界への説明、メディアとの連携など	短中長期	環境省 林野庁 県 市町村
私有地を取得 し、保護、統合するために採択された戦略をさらに進めること	・環境省と鹿児島県は、公有地を51%から85%まで増加させることを目的として、奄美大島の私有地の購入を進めている。	奄美大島	買収計画に沿った土地の公有地化の実施	短中長期	環境省
			取得後の土地管理については、遺産価値を有する固有種の核心的な生息地であることを踏まえ、以下の取組を実施。 ・生息・生育する動植物の状況把握 ・状況把握の結果を踏まえた外来種対策の実施 ・密猟・盗採防止パトロールの強化 ・上記取組のための林内車道等施設の適切な維持管理 ・一般利用者の立入制限に関する検討	短中長期	環境省 鹿児島県

勧告	評価書の関連する記載	地域	対応事項（案）	短・中・長期	主担当
3 奄美大島ノネコ管理計画の採択及び実施予定等、当該国の 侵略的外来種（IAS）の駆除管理の取り組みを評価	<ul style="list-style-type: none"> ・侵略種のファイリマンゲースは奄美大島及び沖縄島北部において固有種、絶滅危惧種に対して過去に大きな影響を与えてきた。しかし長年継続されてきた極めて強力な賞賛すべき駆除事業により、現在は撲滅に近づいている。 ・ノネコ及びノラネコ（そして程度は低いイヌも）も一部の推薦地域の内外で在来種に影響を与えている。徳之島、沖縄島北部、西表では駆除事業が効果を上げているが、奄美大島ではまだである。当該国の追加情報では、駆除事業は緩衝地帯やその周辺に加えてすべての地域に拡大して実施されることが確認。 	4 地域	行動計画に基づき、既存の取組を推進。	長期	環境省 林野庁 県 市町村
既存の IAS対策事業を、推薦資産の生物多様性に負の影響を与える他のすべての種を対象に拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・他にも侵略的な動植物種がすべての島に存在するが、現在のところ、大きな被害は報告されておらず、多くの駆除事業が実施されている。 	4 地域	<p>ノネコ管理計画に基づく対策の確実な実行。 （具体的な例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノネコの捕獲・モニタリングの実施 ・飼い猫の適正飼養のための普及啓発強化、マイクロチップの装着率の向上 ・モニタリング調査や目標設定を明確にした計画に基づく、ノラネコのTNR事業の実施 <p>侵略的外来種の生育・生息情報の収集・整理及び対策優先種の検討を行い、関係機関、地方自治体等に情報共有を図る。</p> <p>上記の情報に基づき、全機関による侵略的外来種の防除（普及啓発含む）を推進。その際には、地域住民や地域の関係団体等も参画する取組を検討。</p> <p>意図的・非意図的侵入防止のための管理体制・適正飼養の管理体制の検討など水際対策の検討。 （具体的な例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の強化 ・空港及び港などの主要な交通経路における各企業と連携した普及啓発も含めた水際措置の実施検討。 ・核心的地域における靴マット等の運用など、各登山道管理者による、ガイド団体等と連携した、普及啓発も含めた水際措置の実施検討。 ・各県による、観葉植物やペット昆虫の遺棄・放逐といった意図的な導入について、これまで実施している普及啓発の取組を踏まえ、規制的手法の導入の検討。 ・各施設管理者が、農地管理、林道・道路管理、水路管理等における外来種の管理手法を検討するとともに、外来種管理を事業に内部化する。 	短期	環境省 沖縄県
				短中期	環境省 林野庁 県 市町村
				短中期	環境省 林野庁 県 市町村

勧告	評価書の関連する記載	地域	対応事項（案）	短・中・長期別	主担当
4 主要な観光開発地帯や観光誘引地域において、その訪問者への利益やと収容力に応じて、適切な訪問者管理メカニズムや観光管理施設、解説システム、モニタリング体制等を設置し、 観光開発計画及び訪問者管理計画の実施 を追求	<p>・観光やそれに伴う施設や活動によるかく乱やその他の影響は、将来的な重大な脅威（西表では現在の重大な脅威）であり、注意深く管理する必要がある。西表と沖縄島北部ではともにすでに多くの訪問者数があり、西表では近年、急増しており、地域社会や関係者の懸念が増大している</p> <p>・より全体的なアプローチを緊急に採り、推薦地域を含む島における将来的観光開発について積極的に計画する必要がある。その計画では以下のような疑問に答えなければならない</p> <p>①島毎・地域毎の収容力をいかにして設定し、モニタリングし、実施していくか</p> <p>②既存のあるいは将来的に計画される観光施設や活動による影響をいかに規制し、最小限に抑え、あるいは緩和していくか</p> <p>③特別に敏感な地域を観光開発の悪影響からいかに保護するか</p> <p>・現在まで各島へのアクセスは良くなり安くなってきており、クルーズ船を含めて訪問者数は急増している。この傾向は今後も続くであろうことから、この問題は特に重要かつ緊急な課題である。</p> <p>・沖縄県には、持続可能な観光マスタープランはないようである。</p>	4 地域	IUCNから勧告のあった事項について、本遺産に共通する基本的な考え方や各地域の利用のゾーニングの概念図等を整理し、包括的管理計画に明記。4地域における観光管理のあり方や重点的に観光管理を図る地域の特定等について検討する際の指針とする。	短期	環境省
			世界遺産管理拠点の具体的な整備や活用の検討	短中期	環境省
		奄美大島	・金作原における適正利用に向けたルールの導入（法の適用の可否・条例対応の可否等も検討） ※法は、道路法、自然公園法、エコツアー法等	短中期	環境省 林野庁 鹿児島県 奄美市
			三太郎線におけるナイトウォッチングに関する観察ルールの作成の検討（法、条例の検討を含む）	短中期	環境省 奄美市
			スタルマタ線におけるナイトウォッチング等の利用適正化に向けた検討（現在は注意看板、減速帯による対策）	短中期	環境省 鹿児島県 奄美市
			その他の地域におけるナイトウォッチングの実態把握、得られた情報に基づく対策の検討。	短中期	環境省 鹿児島県 奄美大島5市町村
		徳之島	山クビリ線における利用ルールの導入	短中期	環境省 林野庁 鹿児島県
		沖縄島北部	やんばる森林ツーリズム推進全体構想に基づく利用ルールや認定ガイド制度の運用開始、利用フィールドのモニタリングの実施 やんばる3村（遺産推薦地域）の観光客向け利用ルールの作成、普及啓発	短中期	環境省 沖縄県 3村
		西表島	西表島全体の観光管理として、島全体の利用のあり方を検討（立入規制区域の設定、総量規制、入域料の導入、エリア毎の利用の方針等）	短中期	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町
			自然公園法の規制、入林届提出などの適切な運用。	短中期	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町
	西表島エコツーリズムガイドラインの策定（2019予定）。	短中期	沖縄県		
	竹富町観光案内人条例の制定。	短中期	竹富町		
5 絶滅危惧種の状態・動向、及び人為的直接影響及び気候変動による影響に焦点を当てた 総合的モニタリングシステム を完成し、採択すること		4 地域	モニタリング計画の策定と実行。	短中期	環境省 林野庁 県 市町村

評価書で指摘されているその他の	評価書の関連する記載	場所	対応事項		担当
固有種（例：イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナ、アマミノクロウサギ）の 交通事故	・交通事故に関して、近年、すべての島で多くの取り組みが行われ、いくつかの良い結果も出ているが、特にいくつかの公道に沿って交通事故は発生している。	4 地域	交通事故防止に向けた普及啓発強化 情報収集体制・情報共有体制の強化	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			速度超過対策、警察との連携強化	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
		奄美大島 徳之島	交通事故が多発している場所とその付近における看板や減速帯等の増設	短中期	環境省 鹿児島県 市町村
		沖縄島北部	情報の一元管理、これらの情報に基づく既存対策の見直し、計画的実施	中期	環境省 沖縄県 市町村
		西表島	特に交通事故が連続している西部地区における対策の強化	短中期	環境省 沖縄県 竹富町
			路上侵入防止柵の開発、設置推進	短中期	環境省 沖縄県 竹富町
			イリオモテヤマネコの人馴れを防ぐための観察ルール等の検討	短中期	環境省 沖縄県 竹富町
林道の適正管理	・林道には、少なくとも一時的に（例：夜間）閉鎖されているものも多いが、そうでない林道も多く、密猟者や観光客が森林に入り易くなっている。	4 地域	巡視体制及び林道管理のあり方の検討。	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
		沖縄島北部	村営・県営林道の通行規制に関する検討。 村営林道の夜間通行止めの周知徹底。	短中期	沖縄県 3 村

評価書で指摘されているその他の	評価書の関連する記載	場所	対応事項		担当
野生生物の 違法採取 （ラン類や甲虫類等の密猟）	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物の違法採取（例：ラン類、甲虫類）は沖縄島北部では重大な現在の脅威であるが、他の推薦地域にも影響を与えているかもしれない。 巡視やモニタリングは、そのほとんどが環境省や国立公園との様々な契約により、地域社会やNPO、その他関係者等の協力者（パートナー）により行われている。しかし管理機関及びその協力者には法執行の資格はない。例えば密猟者を逮捕したり、推薦資産内の道路でスピード違反取り締まりができるのは警察のみである。このため推薦資産内の巡視の効果は制限され、警察との効果的な協力が必要である。 	4 地域	法・条例の適切な運用方法の検討。 特に警察との協力強化に向けた体制構築。	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			来島者や島民へ規制内容の周知徹底 （レンタカー業者、航空会社、船会社やガイド団体等との連携を含めた周知方法の検討）	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			地域住民も参画する監視体制の構築	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定や、自治体の希少種保護条例に基づく種指定等を進める。	短中期	環境省 県 市町村
			希少種の分布情報を踏まえた巡視体制の強化などの効果的な違法採取対策を実施。	短中期	環境省 林野庁 県 市町村
			国立公園の指定植物・指定動物の指定検討。	短中期	環境省
管理（職員）体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 他の多くの国と異なり、日本の国立公園レンジャーは基本的に国立公園管理者及び管理補佐として仕事をしており、フィールドで過ごす時間が比較的短い。さらに3年交代制で、すべての国立公園レンジャーは3年毎に他の公園に異動しなければならない。 最近に設定された構成要素のいくつかでは、職員配置が不十分である。 当該国が提出した追加情報では、資産の管理強化のために、管理に関わる主要組織に職員の追加配置をする意思があることが確認されている。 	4 地域	必要に応じて世界自然遺産に関する定員を要求し、管理体制強化に努める	長期	環境省 林野庁 県 市町村